

東京大学大学院農学生命科学研究科
 応用動物科学専攻 助教 公募

| | | |
|----|---------------|--|
| 1 | 職名 | 助教 |
| 2 | 募集人数 | 1名 |
| 3 | 採用予定日 | 令和5年6月1日（予定） |
| 4 | 任期 | あり5年、再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は5年以内 |
| 5 | 勤務地 | 東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス |
| 6 | 所属□ | 大学院農学生命科学研究科 応用動物科学専攻 |
| 7 | 業務内容 | 1) 研究領域：応用動物科学における細胞生化学・細胞制御学 2) 担当予定講義・実習・演習科目（いずれも分担）： （学部）細胞生化学I/II、動物細胞制御学、動物生命科学基礎、動物生命システム科学I/II、動物生命システム科学実習 （大学院）ゲノムと生体情報の科学、正常と異常の生命科学、生物学における情報科学とプレゼンテーション戦略、動物科学トピックス、動物科学フロンティアI/II |
| 8 | 就業時間 | 専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。） |
| 9 | 休日・休暇 | 土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等 |
| 10 | 給与 | 学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。 |
| 11 | 社会保険等 | 文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入） |
| 12 | 応募資格□ | 1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 優れた研究業績を有し、学生の教育指導等を積極的に行えること 3) 細胞生化学、細胞制御学両領域の研究を統合的に推進し、国際的に展開できること 4) 上記7 2)の講義・実習・演習を担当できること 5) 研究科・専攻の方向性を理解して、積極的な貢献ができること、学務のみならず、種々の業務を担当でき、教育研究活動をもって社会貢献ができること |
| 13 | 提出書類 | 1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 研究業績（学位論文、著書、原著論文、総説、その他）（応募者に下線を付すこと） 3) 教育業績（講義、研究指導等） 4) 社会貢献（学会活動、委員会活動等） 5) 主要論文の別刷（コピー可）3編以内 6) これまでの研究概要（1,000字程度） 7) 着任後の研究方針（1,000字程度） 8) 教育計画と抱負（1,000字程度） 9) 応募者の研究・教育経歴等について評価できる2名の方の氏名、職名及び連絡先 応募書類は返却しません。応募書類は、本応募の用途に限り使用し、個人情報等を正当な理由なく第三者に開示、譲渡、貸与することはありません。 |
| 14 | 応募締切 | 令和5年3月24日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。 |
| 15 | 書類送付先及び問い合わせ先 | 〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 応用動物科学専攻 担当：高橋伸一郎 TEL：03-5841-1310 E-mail：atkshin[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） ①上記13 1)～9)の書類について、各一部を紙媒体で、封筒に「助教 応募書類在中」と朱書し、簡易書留あるいは記録が残る方法で郵送してください。 ②同時に、上記13 1)～9)の書類について、この順に一つのPDFファイルにまとめて、パスワードを付けて保存し、 https://davm01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/dRlGQA0IMc4AyCcBGwCFxizzYvBcI7y09zImBbeWWxvn に必ずアップロードしてください。パスワードは、本項上記のE-mail宛に、「提出書類パスワード」という件名で、ご連絡ください。 |
| 16 | 試用期間 | 採用日から6ヶ月間 |
| 17 | 募集者名称 | 国立大学法人東京大学 |
| 18 | その他 | 応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 英語の能力を考慮します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。 |